平成２７年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート

３－２－３　安心して消費生活を送っている

総合計画体系	健康領域・基本目標	まちの健康・安全と安心が感じられるまち
	個別目標	生活の安全性を高める
	めざす成果	安心して消費生活を送っている
		消費生活や日常生活に関する相談、専門知識が必要な相談の体制が整っています。

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

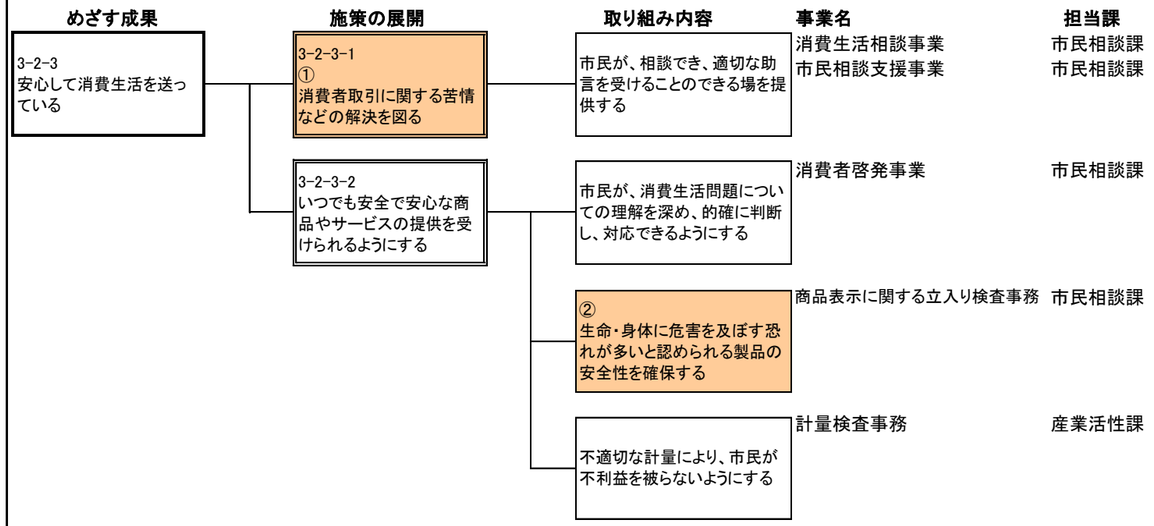

成果を計る主な指標	指標の名称	前期基本計画 計画策定時（H20）	前期基本計画 最終目標値（H25）	前期基本計画 実績値（H25）	後期基本計画 実績値（H26）	後期基本計画 中間目標値（H28）	後期基本計画 最終目標値（H30）
	① 消費生活相談の苦情件数のうち完結済みの割合	96.0%	98.0%	99.1%	99.3%	99.5%	99.5%
	② 家庭用品品質表示法・製品安全4法に係る立ち入り検査による適正表示の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

所　管　部	市民経済部

平成２６年度の取り組み内容	**【消費者取引に関する苦情などの解決を図る】** ・市民が、相談でき、適切な助言を受けることのできる場として、市民一般相談、消費生活相談等窓口を開設提供しました。 **【いつでも安全で安心な商品やサービスの提供を受けられるようにする】** ・市民が、消費生活問題についての理解を深め、的確に判断し、対応できるように、消費生活相談員による「出前講座」の開催や「みんなで防ごう悪質商法」等の啓発パンフレットの自治会回覧を実施しました。 ・家庭用品品質表示法・製品安全4法に基づき消費者の保護を目的にした適正な商品表示が行われているかの立入検査を実施しました。
構成事業に対する考え方（事業の量及び実施手法）	・市民を対象に、月曜日から金曜日までの毎日、市民一般相談、消費生活相談窓口を開設したほか、専門知識が必要なトラブルには弁護士、税理士等の専門家による相談窓口を定期的に開催するなど、日常生活でのトラブルや、契約に関する消費トラブルを解決するための体制を整えています。 ・市民が商品やサービスなどの消費生活にまつわるトラブルを事前に回避するために、消費者問題について正しい基礎知識を身につけ、適正な判断ができるよう、引き続き「出前講座」の開催や「みんなで防ごう悪質商法」等の啓発パンフレットの自治会回覧などを実施していきます。 ・家庭用品品質表示法・製品安全4法に基づき消費者の保護を目的にした適正な商品表示が行われているかの立入検査を実施していくことで、生命・身体に危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品の安全性を確保していきます。

今後の展開方針	注）例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。	
新規事業の立案		（該当する事務事業）
既存事業の拡充		（該当する事務事業）
事業の廃止・縮減		（該当する事務事業）
事業の効率化		（該当する事務事業）
その他見直し		（該当する事務事業）